証券コード　4260
（発送日）2024年12月6日
（電子提供措置開始日）2024年12月2日

株　主　各　位

東京都中央区新川２-22-１ いちご新川ビル５F
株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
代表取締役社長CEO　チャン バン ミン

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会資料　当社ウェブサイト】
https://hybrid-technologies.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイブリッドテクノロジーズ」または「コード」に当社証券コード「4260」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月20日（金曜日）午後６時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2024年12月23日（月曜日）午前11時※
2．場　　所　　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
　　日本橋髙島屋三井ビルディング９階　日本橋ホール
　　※前回開催時より開始時間が異なっております。
3．目的事項
　報告事項　1．第９期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2．第９期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　取締役７名選任の件
　　第２号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
　なお、電子提供措置事項のうち、新株予約権等の状況、連結計算書類の連結注記表、及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
　したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本総会においては、おみやげ及びお飲み物の配布並びに懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

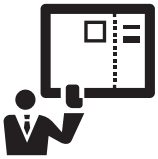

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年12月23日（月曜日）
午前11時（受付開始:午前10時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月20日（金曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

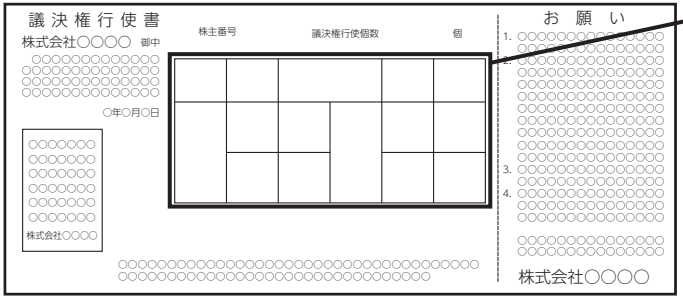

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に〇印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に〇印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に〇印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に〇印**

・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事　業　報　告

〔2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで〕

1．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の収束後、緩やかな回復が継続する状況となりました。一方、地政学的リスクの高まりに起因した物価上昇や米国金利上昇の影響、世界的な金融引き締め等、経済的リスクも高まり続けており、依然として経済の見通しは不透明な状況にあります。

こうした経済環境の中、当社グループが属する情報サービス産業の市場におきましては、新型コロナウイルス感染症によるリモートワーク、非対面ビジネスへの移行が収束した後も、企業の競争優位性に直結するデジタル化、DX化への関心の高まりを背景に、様々な産業におけるIT投資意欲の拡大、それによる情報サービス産業市場の継続的な拡大が期待されております。

このような状況の下、当社グループが提供するハイブリッド型開発サービスは、従来の日本とベトナムのリソースを融合させた開発体制に加え、積極的なM&Aや業務提携により、サービス提供体制の強化、対応領域の拡大を推進してまいりました。

2023年4月に子会社化した株式会社ハイブリッドテックエージェントは、エンジニアの派遣、SES事業を堅実に拡大させており、2024年4月に子会社化したWur株式会社も、顧客の新規事業の立ち上げに伴走する得意分野を活かした堅調な成長を続けております。また、両社共に当社の既存顧客に対するグループ単位でのクロスセルや、バックオフィス業務の連携等、事業、管理両面においてPMIは順調に進捗しております。

さらに、2024年7月に子会社化したドコドア株式会社は、標準化された開発規格によるコストと品質のパフォーマンスに優れる開発手法と、新潟を拠点に幅広い地域の開発需要に対応できるリモート開発体制を活かし、従前の当社グループではリーチできなかった顧客層を獲得する等、グループイン直後から事業シナジーを実感しております。また、同社の新潟県を拠点として日本全国に展開する開発体制は、当社グループの日本国内における開発体制の強化、為替変動等の外部環境からの影響の分散に寄与するものと考えております。

しかしながら、当期は、当社ベトナム子会社が持つダナン拠点のマネジメント不足に起因する既存顧客の一部撤退や縮小、開発内容の課題等を解消するために要する追加工数の発生、待機人材の増加等の課題が顕在化しました。これらの顕在化した課題と、同拠点の閉鎖に伴う減損損失等の計上が、当期の売上、利益の悪化要因となりました。今後は、グループ全体の事業領域拡大、ホーチミン・ハノイの2拠点に経営リソースを集約させた安定的な拠点運営体制によって、

中長期的な売上収益の伸張、利益率の向上を図ってまいります。
以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は3,135,094千円（前期比7.9％増）、営業利益は108,422千円（前期比57.8％減）、税引前利益は96,920千円（前期比48.8％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は53,015千円（前期比66.9％減）となりました。

②設備投資の状況
当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は10,192千円となりました（のれん及び企業結合に係る無形固定資産の取得は除く）。
その主なものは、当社のオフィス改装工事1,010千円、工具器具備品の取得345千円、HybridTechnologies Vietnam Co., Ltd.の工具器具備品の取得3,726千円、ソフトウェアの取得5,112千円であります。

③資金調達の状況
金融機関より長期借入金として200,000千円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2023年10月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社イクシアスを吸収合併し、同社が営んでいた事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2024年４月１日付でWur株式会社の発行する株式の67%を取得し、同社を連結子会社といたしました。
また、2024年７月17日付でドコドア株式会社の発行する株式の80％を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第６期 (2021年９月期)	第７期 (2022年９月期)	第８期 (2023年９月期)	第９期 (当連結会計年度) (2024年９月期)
売上収益 (千円)	1,702,058	2,407,912	2,905,837	3,135,094
営業利益 (千円)	111,378	287,840	256,760	108,422
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	75,132	249,615	160,328	53,015
基本的１株当たり当期利益 (円)	11.73	24.23	14.41	4.67
資産合計 (千円)	1,342,891	2,965,065	3,847,463	4,066,413
資本合計 (千円)	570,850	2,125,473	2,333,231	2,287,594
１株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	76.69	193.58	206.96	200.12

(注) １．当社の連結計算書類は、国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。

２．基本的１株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

３．第６期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第４項の規定に基づく監査は受けておりませんが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けており、参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第６期 (2021年９月期)	第７期 (2022年９月期)	第８期 (2023年９月期)	第9期 (当事業年度) (2024年９月期)
売上高	(千円)	625,973	837,755	931,205	1,006,595
経常利益	(千円)	102,292	142,001	86,231	83,757
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	63,041	94,563	59,891	△5,718
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	(円)	9.84	9.18	5.38	△0.50
総資産	(千円)	1,248,251	2,834,878	2,775,342	2,807,634
純資産	(千円)	615,381	2,024,158	2,108,260	2,115,134
１株当たり純資産	(円)	82.67	184.35	186.97	185.49

（注）１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	226,950千VND	100%	ハイブリッド型サービス
株式会社ハイブリッドテックエージェント	9,990千円	100%	ハイブリッド型サービス
Wur株式会社	3,000千円	67%	ハイブリッド型サービス
ドコドア株式会社	10,000千円	80%	ハイブリッド型サービス

(注) 1．2023年10月１日付で、当社の連結子会社であった株式会社イクシアスを吸収合併しております。

2．当社は、2024年４月１日を効力発生日としてWur株式会社の発行する株式の67%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3．当社は、2024年７月17日を効力発生日としてドコドア株式会社の発行する株式の80%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、今後の持続的な成長を実現する上で、以下の事項を課題として重視しています。

①開発体制の継続的な強化

今後、より一層顧客の要件を満たす事業を実現するためには、開発品質レベルの向上は不可欠であります。当社グループは、日本とベトナム両国でのハイブリッドな開発体制に特徴がありますが、グループ間コミュニケーションのさらなる強化を図る一方で、それぞれの特性を活かした開発手法の標準化、開発ノウハウの蓄積・共有を今後も進めてまいります。特に、受注前の見積り精度や受注後のプロジェクト進捗確認等のモニタリングを通じて、開発品質の確保と納期の遵守については最重要課題として取り組んでまいります。なお、2024年9月期は当社ベトナム子会社の保有するダナン拠点において開発品質の低下、人員管理の課題が顕在化し

たことから、更なる悪影響の発生を回避すべく、同拠点を閉鎖し、既存の2拠点（ホーチミン・ハノイ）に経営リソースを集中し、経営の効率化を図る意思決定をしました。この2拠点は、従来より強固なマネジメント体制・人材を有しており、体制強化は順調に進んでおりますが、今後は、ダナンでの教訓を活かし、従来以上に体制強化を進めてまいります。

また、日本国内におきましても、2024年4月にWur株式会社、2024年7月にドコドア株式会社を子会社化し、バックグラウンドの異なる多数の技術者間の交流が促されたことで、当社グループの技術力はより幅広く進化を遂げており、今後もこのシナジーを活かして更なる進化を進めてまいります。

②技術力のさらなる強化

DX市場の変化、それを支える技術革新は目覚ましいものがあり、それらの最先端技術を迅速、的確に自社のサービスに反映し、市場のニーズに応えられるかは、企業成長において重要な課題であります。当社及び当社グループは、社内外で開発実績を持つAIモデルの構築をはじめ、今後もDX基盤の構築、サイバーセキュリティ等の幅広い最先端技術の習得に努め、様々な業界・業態の顧客への提案力の向上、さらなる価値創造に努めてまいります。

③新規顧客の獲得

当社及び当社グループが持続的な成長を続けるためには、売上拡大につながる新規顧客の獲得が必要であると考えております。上場会社としての認知度、知名度も活かして、マスマーケティング、展示会への出展、プライベートセミナーの開催、リスティング、動画コンテンツの配信などを展開し、継続的に新規受注を獲得できる体制の確立を目指してまいります。

2024年9月期は、Wur株式会社の子会社化により、開発の上流でのコンサルティング能力の更なる向上を、ドコドア株式会社の子会社化により、従来は当社グループで手掛けることができなかった小規模な開発案件も受託することが可能となり、より幅広く顧客のご要望にお応えできる体制が整いました。また、2023年９月期に子会社化した株式会社ハイブリッドテックエージェントも順調に業績を伸ばしており、プロジェクトマネージャーやコンサルティング人材を顧客のもとに派遣することで、顧客のDX推進の支援を拡大しております。

④人材採用・育成の強化

当社及び当社グループが持続的な成長を図っていくには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えております。ベトナム３都市での産学連携、日本でのベトナム人脈のさらなる活用等も含めて、ターゲット別に最適な人材採用戦略を

講じてまいります。また、自社機関である『Talent Academy』の教育プログラムにより、新卒人材であっても即戦力に近いパフォーマンスを発揮する人材を、社内で短期に育成する体制を継続して強化してまいります。日本国内で開発人材不足がますます顕著になっている今、ベトナムにおける豊富な人材を採用し、育成して日本のお客さまのご要望にお応えすることが当社グループの重要な使命であることを心に留め、今後とも優秀な人材の確保に努めてまいります。さらに、日本国内におきましても、都市部だけではなく、地方におきましても、優秀な人材を獲得すべく、M&A戦略も含め、種々の施策を実行してまいります。

⑤情報管理体制のさらなる強化

当社及び当社グループは、顧客の開発要件によっては、個人情報を含む顧客の機密情報を取り扱う場合があります。これらに適切に対応するために、開発業務の主力であるベトナムで特に重点的に情報管理体制の強化を進めており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013を取得し、情報管理やセキュリティ管理の徹底を図っております。また、2022年９月にはベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの間で、サイバーセキュリティに関する相互支援を目的とした協力覚書を締結し、サイバーセキュリティに関する社内体制の整備を継続しております。日本国内においては、従来から体制を整え、徹底した情報管理を行ってまいりましたが、顧客からの信頼性向上の施策として、この度プライバシーマークも取得し、更なる体制強化を進めております。

⑥経営管理・内部管理体制の強化

当社及び当社グループは、グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の向上を図っていくためには、内部統制環境の整備・強化が重要な経営課題であると認識しております。全社的なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、さらには適切なリスクテイク体制の構築を目指して取り組んでまいります。

⑦持続的な企業の成長

当社及び当社グループは、グループのビジョン、ミッション実現のためには、持続的な事業成長が必須であると考えております。当事業年度は、開発上流工程でのコンサルティングサービスに強みを持つ、Wur株式会社を子会社として迎え入れました。また、標準化された規格を活用した、コストと品質のパフォーマンスに優れる開発手法を強みとするドコドア株式会社の子会社化により、当社グループの顧客層の拡大が達成できました。一連の子会社化によって、

当社グループのエンジニアリソースの拡大や開発品質の一層の強化、ターゲットとする顧客層の拡大がはかられたものと考えております。今後も一層顧客のDX推進と競合優位性の向上、及び日本のIT人材不足の解決の一助となるべく、持続的な企業規模の成長、事業の拡大を図ってまいります。また、これらを達成するべく、事業や市場活動によって得られた資金を柔軟に活用し、設備や人材への投資を継続しながら、企業買収や事業提携等についても積極的に検討してまいります。

⑧手元流動性の確保

当社及び当社グループは、継続的な取引である「ストックサービス」が売上収益の過半を占めているため、キャッシュフローは、安定していると認識しております。今後も、事業環境の変化やM&Aなどの資本政策にも対応できるように、柔軟な財政政策を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年９月30日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ハイブリッド型サービス	日本とベトナムを融合させ、ビジネスとテクノロジーの側面から顧客のデジタルトランスフォーメーションを推進するためのソフトウェア開発を軸とする「ハイブリッド型サービス」

(6) 主要な営業所（2024年９月30日現在）

①当社

本　社	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル５F
中野オフィス	東京都中野区本町3-31-11 Daiwa中野坂上ビル６F

②主要な子会社

Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.

ホーチミンDOBオフィス	Dongnhan Office Building, 90 Nguyen Dinh Chieu Street, Da Kao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Viet Nam
ハノイCPオフィス	12F Tower C, Central Point, 219 Trung Kinh Street, Yen Hoa Ward, Cau Giay District, Ha Noi City, Viet Nam

株式会社ハイブリッドテックエージェント

東京オフィス	東京都中央区日本橋茅場町3-13-2

Wur株式会社

東京オフィス	東京都中央区新川２－22－１ いちご新川ビル５F

ドコドア株式会社

本　社	新潟県新潟市中央区笹口１－２ 2F
東京オフィス	東京都中央区新川２－22－１ いちご新川ビル５F
三条オフィス	新潟県三条市荒町２丁目19－19 バーン荒町A棟２F

(7) 使用人の状況（2024年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
539名	29名減

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社グループは、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	6名減	35.5歳	２年9ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社は、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年９月30日現在）

借入先	借入額
楽天銀行株式会社	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年11月14日開催の臨時取締役会において、当社のベトナム子会社、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. が、ベトナム個人投資家2名とともに、ベトナム国内におけるディストリビューション事業展開を目的として、合弁会社　GenAI Co., Ltd.（ジェネエーアイカンパニーリミテッド）を設立することを決議いたしました。Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.は、同日付けで、本合弁会社設立にかかる合弁契約を締結し、GenAI Co., Ltd.の51%を保有することとなりました。なお、本合弁会社設立の目的、事業内容等につきましては、同日付けのリリース「ベトナム国内におけるディストリビューション事業参入に向けたベトナム合弁会社設立の基本合意に関するお知らせ」に記載の通りでございます。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年９月30日現在）

①発行可能株式総数　29,000,000株

②発行済株式の総数　11,399,548株（注１）

③株主数　3,857名

④大株主

株主名	持株数	持株比率（注２）
Soltec Investments Pte. Ltd.	3,952,993株	34.68%
株式会社エアトリ	3,115,155株	27.33%
チャンバンミン	470,000株	4.12%
Evolable Asia Co., Ltd.	350,000株	3.07%
柳川昌紀	260,000株	2.28%
MSIP CLIENT SECURITIES	159,700株	1.40%
御所野侃	122,200株	1.07%
平川和真	120,800株	1.06%
株式会社ＳＢＩ証券	109,300株	0.96%
株式会社柳川商会	102,000株	0.89%

（注）１．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は125,500株増加しております。

２．持株比率は自己株式（78株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2024年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 ＣＥＯ	チャン バン ミン	営業部、営業推進部　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. General Director Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director
取締役ＣＦＯ	平川　和真	管理部、財務経理部、コーポレートガバナンス推進部　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. CFO Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO
取締役ＣＯＯ	窪田　陽介	経営企画部、事業創造本部　管掌 株式会社ハイブリッドテックエージェント　代表取締役
取締役ＣＴＯ	衣笠　嘉展	開発本部　管掌 ドコドア株式会社　取締役
取締役	森保　守	－
取締役	本間　大地	株式会社STORY　代表取締役 株式会社飛び台　代表取締役
常勤監査役	下田　林也	Wur株式会社　監査役
監査役	里見　剛	スプリング法律事務所　弁護士
監査役	山田　一雄	公認会計士・税理士山田一雄事務所　所長 有限会社オンリーワンコンサルティング　代表取締役 株式会社エイチーム　監査役

（注）１．取締役 森保守、取締役 本間大地は、社外取締役であります。
２．監査役 里見剛、監査役 山田一雄は、社外監査役であります。
３．当社では、取締役会のより一層の活性化を促進し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在の執行役員は、以下の２名であります。
執行役員　新井康太（営業推進部、開発本部　担当）
執行役員　濱本剛史（経営企画部　担当）

4．監査役 里見剛は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役 山田一雄は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は、社外取締役 森保守及び本間大地、並びに社外監査役 里見剛及び山田一雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．2023年12月22日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、髙田英次は監査役を辞任いたしました。
8．2023年12月22日開催の第８回定時株主総会において、下田林也が監査役に選任され、就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役のほか、執行役員、管理職、監督者が含まれており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（無作為も含む）に起因して賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損賠金や訴訟費用等の損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしております。

④取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	70,530 (4,800)	70,530 (4,800)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 （うち社外監査役）	11,700 (6,300)	11,700 (6,300)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外役員）	82,230 (11,100)	82,230 (11,100)	－ (－)	－ (－)	10 (5)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．2023年12月22日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち、社外監査役１名）を含んでおります。
３．取締役の報酬限度額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。
４．監査役の金銭報酬の額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は３名）であります。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社等又は当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、当社の取締役の個人別の報酬の決定方針について、「役員報酬は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定する。」と2021年７月15日開催の取締役会にて決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記2021年７月15日開催の取締役会において決定された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しておりま

す。また、当社の監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、役員賞与（業績連動報酬）、ストック・オプションで構成されておりますが、その支給割合の決定に関する方針は定めておりません。社外取締役及び監査役は原則、基本報酬のみで構成されています。

その他、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

ａ．基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、職責及び役位に応じて、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して役員ごとの月次報酬額を定め、月次で支給しております。社外取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

ｂ．役員賞与（業績連動報酬）に関する方針

役員賞与（業績連動報酬）は、当社の制定する規程に基づき、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において取締役会の決議により決定しております。業績連動報酬における評価指標としては、当社グループが本業により経常的に得られる利益である「連結営業利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。決定された役員賞与の支払いは、毎年事業年度末日後一定の時期に行います。

なお、社外取締役及び監査役には原則賞与を支給しておりません。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

取締役の報酬と当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、ストック・オプションを割り当てております。

⑤社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　本間大地氏は、株式会社STORY及び株式会社飛び台の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役　里見剛氏は、スプリング法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役　山田一雄氏は、公認会計士・税理士山田一雄事務所の所長、有限会社オンリーワンコンサルティングの代表取締役、株式会社エイチームの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森 保　　守	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、上場会社の管理部門、証券会社の引受審査部門・引受部門での経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、当社が同氏に期待する意思決定の妥当性・適正性の確保のための適切な役割を果たしております。
本間　大地	当事業年度に開催された取締役会14回の全て出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、事業運営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社が同氏に期待する経営全般にかかる助言の提示など、適切な役割を果たしております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

b. 社外監査役

氏名	出席状況及び発言状況
里見　　剛	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に法務・コンプライアンス等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
山田　一雄	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(3) 会計監査人の状況

①名称　　監査法人東海会計社

②報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,640千円
当社及び子会社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,640千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の連結子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及びHybrid Techno Camp Co., Ltd.は、当社の会計監査人とは異なる監査法人の監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人東海会計社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者の会社法第423条第１項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社では業務の適正を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。

・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理します。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

・当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

③当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリス

クを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。
・当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。
・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

④当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。
・当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。
・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。
・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として２週間に１回以上開催します。
・当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、原則として２週間に１回以上開催します。

⑤当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。
・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。
・当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。
・当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。
・当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況

に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

・当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催する経営戦略会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとします。

・当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

・当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

・当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。
・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行について

・取締役会は、取締役６名（うち社外取締役２名）で構成され、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な課題を討議し意思決定するとともに、主要部門の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行について監督を行っております。当事業年度においては、月１回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会を3回実施いたしました。

②投資委員会の職務執行について

・投資委員会は、常勤取締役４名、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、「投資委員会規程」に基づき、株式及び社債への投資についての意思決定をするとともに、投資の効果を測定するため、投資先の状況についてのモニタリングを行っております。当事業年度においては、原則として２週間に１回以上開催される定時の投資委員会を、15回実施いたしました。

③リスク管理体制について

・当社のリスク管理体制につきましては、取締役会が「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」並びにリスク管理の基本方針を定めて、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を四半期毎に１回開催しております。リスクコンプライアンス委員会には

当社各部門の責任者に加え、子会社の経営企画部門及び品質管理部門の責任者の他、常勤監査役が毎回出席して、リスク管理体制の構築及びリスク項目の洗い出しや分析を行って、必要に応じて対応等を審議しております。

・また、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議においては、営業及び開発の進捗状況の報告の他、品質にかかわる事項についてもモニタリングを行い、重要度に応じて速やかに対応できる体制を構築しております。さらに、専門的な判断を要する問題を認識した場合には、顧問弁護士、監査法人、顧問税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を得られる体制を整えております。

④監査役の職務の執行について

・監査役は原則として毎月１回、また必要に応じて臨時に、監査役会を開催しております。監査役会は、常勤監査役１名及び社外監査役２名から構成されております。非常勤の社外監査役２名は、各々弁護士と公認会計士であり、監査役相互で連携することにより効果的な監査を実施しております。

・監査役３名は取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性や取締役の職務執行状況を確認しており、また常勤監査役は、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議にも出席しております。常勤監査役は、当事業年度に47回開催したすべての経営戦略会議に出席しており、子会社を含む情報収集や業務執行状況を確認することで、毎月開催される監査役会を実効性のあるものにしております。

連結財政状態計算書

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	1,359,122	営業債務及びその他の債務	188,361
営業債権及びその他の債権	301,704	借入金	103,403
その他の金融資産	544	リース負債	108,547
その他の流動資産	69,806	その他の金融負債	37,819
流動資産合計	1,731,176	未払法人所得税	64,405
非流動資産		引当金	45,270
有形固定資産	64,261	その他の流動負債	213,065
使用権資産	757,226	流動負債合計	760,871
のれん	826,282	非流動負債	
無形資産	239,205	借入金	232,483
投資有価証券	345,341	リース負債	699,776
その他の金融資産	62,036	引当金	16,760
繰延税金資産	34,031	繰延税金負債	70,275
その他の非流動資産	6,854	その他の非流動負債	7,653
非流動資産合計	2,335,237	非流動負債合計	1,026,948
		負債合計	1,787,818
		（資本の部）	
		親会社の所有者に帰属する持分	
		資本金	915,547
		資本剰余金	917,341
		利益剰余金	524,490
		自己株式	△81
		その他の資本の構成要素	△75,989
		親会社の所有者に帰属する持分合計	2,281,308
		非支配持分	△2,713
		資本合計	2,278,594
資産合計	4,066,413	負債及び資本合計	4,066,413

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

自　2023年10月1日
至　2024年9月30日

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	3,135,094
売上原価	△2,161,015
売上総利益	974,078
販売費及び一般管理費	△846,985
その他の収益	8,574
その他の費用	△27,245
営業利益	108,422
金融収益	33,160
金融費用	△44,662
税引前利益	96,920
法人所得税費用	△36,834
当期利益	60,086
当期利益の帰属	
親会社の所有者	53,015
非支配持分	7,071
当期利益	60,086

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

自　2023年10月１日
至　2024年９月30日

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分									
					その他の資本の構成要素				非支配持分	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	合計	
2023年10月１日時点の残高	908,307	905,690	471,475	△80	50,799	16,634	△19,595	47,839	2,333,231	－	2,333,231
当期利益	－	－	53,015	－	－	－	－	－	53,015	7,071	60,086
その他の包括利益	－	－	－	－	－	△92,082	△25,332	△117,414	△117,414	－	△117,414
当期包括利益合計	－	－	53,015	－	－	△92,082	△25,332	△117,414	△64,399	7,071	△57,328
新株予約権の行使	7,240	11,651	－	－	△6,680	－	－	△6,680	12,212	－	12,212
自己株式の取得	－	－	－	△1	－	－	－	－	△1	－	△1
連結範囲の変更	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△9,784	△9,784
その他	－	－	－	－	266	－	－	266	266	－	266
所有者との取引額合計	7,240	11,651	－	△1	△6,414	－	－	△6,414	12,476	△9,784	2,692
2024年９月30日時点の残高	915,547	917,341	524,490	△81	44,385	△75,448	△44,927	△75,989	2,281,308	△2,713	2,278,594

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,379,923	流動負債	544,452
現金及び預金	851,354	1年内返済予定の長期借入金	66,666
売掛金	221,348	未払金	55,607
1年内回収予定の長期貸付金	116,339	未払法人税等	41,834
短期貸付金	50,000	預り売上	355,442
未収入金	113,840	預り金	11,943
前払費用	13,068	賞与引当金	5,202
その他	13,971	その他	7,755
固定資産	1,427,711	固定負債	148,047
有形固定資産	52,649	長期借入金	133,333
建物(純額)	39,659	資産除去債務	12,562
工具、器具及び備品(純額)	12,990	繰延税金負債	2,151
無形固定資産	145,544	負債合計	692,500
のれん	119,064	(純資産の部)	
その他	26,479	株主資本	2,114,414
投資その他の資産	1,229,518	資本金	915,546
関係会社株式	822,675	資本剰余金	880,423
投資有価証券	396,041	資本準備金	880,423
その他	10,800	利益剰余金	318,524
		その他利益剰余金	318,524
		繰越利益剰余金	318,524
		自己株式	△80
		評価・換算差額等	116
		その他有価証券評価差額金	116
		新株予約権	603
		純資産合計	2,115,134
資産合計	2,807,634	負債純資産合計	2,807,634

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　2023年10月１日
至　2024年９月30日

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,006,595
売上原価		412,315
売上総利益		594,279
販売費及び一般管理費		502,724
営業利益		91,555
営業外収益		
受取利息	2,502	
解約返戻金収入	3,185	
その他	2,005	7,692
営業外費用		
支払利息	124	
為替差損	14,818	
その他	547	15,490
経常利益		83,757
特別利益		
新株予約権戻入益	77	77
特別損失		
抱き合わせ株式消滅差損	26,341	
投資有価証券評価損	29,707	56,049
税引前当期純利益		27,784
法人税、住民税及び事業税	48,283	
法人税等調整額	△14,780	33,502
当期純損失		△5,718

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2023年10月１日
至　2024年９月30日

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	908,306	875,451	875,451	324,243	324,243	△79	2,107,922	－	338	2,108,260
当期変動額										
新株予約権の行使	7,239	4,971	4,971	－	－	－	12,211	－	－	12,211
当期純損失	－	－	－	△5,718	△5,718	－	△5,718	－	－	△5,718
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△1	△1	－	－	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	116	265	382
当期変動額合計	7,239	4,971	4,971	△5,718	△5,718	△1	6,491	116	265	6,874
当期末残高	915,546	880,423	880,423	318,524	318,524	△80	2,114,414	116	603	2,115,134

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　泰　嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統

制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月18日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　泰　嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2023年10月１日から2024年９月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運

用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統

制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社(主要な事業所)において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

「重要な後発事象に関する注記」に記載されている事象以外に報告すべき重要な後発事象はありません。

2024年11月18日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ　監査役会

常勤監査役	下田林也 ㊞
監査役（社外監査役）	里見剛 ㊞
監査役（社外監査役）	山田一雄 ㊞

以　上

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	チャン バン ミン (1986年５月26日) 再任	2010年３月　有限会社アルファユニバーサル　入社 2012年４月　株式会社マニュファクチャリング　入社 2014年９月　FPT INFORMATION SYSTEM corporation　入社 2016年４月　当社設立　代表取締役社長CEO 営業部、営業推進部　管掌（現任） 2017年10月　Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.（現　Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.) General Director（現任） 2020年３月　Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director（現任） (重要な兼職の状況) Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.　General Director Hybrid Techno Camp Co., Ltd.　General Director	470,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の創業者で、日本及びベトナム双方での生活と就業経験に基づく文化的理解、並びにベトナムでの人的ネットワークは、当社の事業基盤でもあるベトナム人技術者やビジネスパートナーの獲得において極めて重要度が高く、同氏の保有する経験・知識・人脈等は当社グループの成長に必須のものと考えており、取締役として再任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	平川　和真（ひらかわ　かずま） (1982年11月10日) 再任	2005年12月　優成監査法人（現　太陽有限責任監査法人）　入所 2012年８月　SCS Global Consulting Sdn Bhd　入社 2015年１月　Evolable Asia Co., Ltd.　入社 2015年１月　Soltec Vietnam Company　入社 2017年10月　Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.（現　Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.）CFO（現任） 2018年４月　Soltec Investments Pte. Ltd.　入社 2018年６月　当社入社　管理部長 2019年１月　当社取締役CFO 管理部、財務経理部、コーポレートガバナンス推進部　管掌（現任） 2020年３月　Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO（現任） （重要な兼職の状況） Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.　CFO Hybrid Techno Camp Co., Ltd.　CFO	120,800株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士で、監査法人において上場会社の監査を行っていた経験があり、2018年6月に当社に入社して管理部長に就任した後、2019年1月には取締役CFOに就任し、一貫して当社の管理部門を統括しております。同氏の豊富な知見、経験は引続き当社に必要であると考え、取締役として再任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	くぼた　ようすけ 窪田　陽介 (1983年7月8日) 再任	2007年4月　株式会社リクルート　入社 2018年7月　株式会社エボラブルアジア（現　株式会社エアトリ）　入社 2019年4月　当社入社　営業部長 2019年10月　当社取締役COO 経営企画部、事業創造本部　管掌（現任） 2023年10月　株式会社ハイブリッドテックエージェント 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ハイブリッドテックエージェント　代表取締役	28,250株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、大株主の株式会社エボラブルアジア（現　株式会社エアトリ）から2019年4月に当社に転籍して、当社の営業部門を新規に立ち上げ、同年10月に取締役に就任して、現在は経営企画部及び事業創造本部を管掌しております。今後とも、当社の成長のために同氏の幅広い経験及びノウハウが必要であると考え、取締役として再任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	きぬがさ　よしのぶ 衣笠　嘉展 (1980年7月13日) 再任	2005年4月　ヤフー株式会社（現　LINEヤフー株式会社）入社 2006年9月　グリー株式会社　入社 2014年1月　ハッチ株式会社（現　株式会社タレンティオ）入社　取締役CTO 2015年4月　株式会社ネクストビート　入社　執行役員CTO 2021年4月　当社社外取締役 2021年5月　株式会社イクシアス設立　代表取締役 2023年10月　当社取締役CTO 開発本部　管掌（現任） 2024年9月　株式会社ドコドア　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ドコドア　取締役	－株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、事業会社でのCTOの経験を通して、ソフトウェア開発業務に関する豊富な専門知識と実務経験を有しており、客観的な立場でソフトウェア開発業務を中心とした当社経営全般に対して監督・提言を行うことが期待できると考えて、取締役としての再任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	森保　守（もりやす　まもる） (1956年7月26日) 再任　社外	1980年４月　住友金属鉱山株式会社　入社 1989年８月　日興證券株式会社（現　SMBC日興証券株式会社）　入社 1999年４月　東京三菱証券株式会社（現　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社 2004年９月　みずほ証券株式会社　入社 2007年１月　ＳＢＩイー・トレード証券株式会社（現　株式会社ＳＢＩ証券）　入社　資本市場部長 2022年12月　当社社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上場事業会社の管理部門、証券会社の引受審査部門及び引受部門での経験が豊富で、上場会社に求められるリスク管理やコンプライアンス、ガバナンス強化のための意見や提言を行うことが期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると考えて、社外取締役としての再任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	濱本　剛史（はまもと　つよし） (1990年３月29日) 新任	2012年４月　株式会社マイナビ　入社 2022年２月　当社入社　執行役員　経営企画部長（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2022年２月に当社の経営企画室に入社した後、同年８月に執行役員として当社のM&Aを中心としたグループ戦略を主導した実績を持ち、当社の事業戦略について深く理解しております。その立場から、当社のM&Aを中心とした事業戦略について、適切な監督・提言を行うことが期待できると考えて、取締役としての選任をお願いするものです。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	うるま　りお 閏間　莉央 (1994年9月9日) 新任	2016年2月　株式会社LifeAnd　設立 2018年5月　株式会社Blabo　入社 2019年2月　Wur株式会社設立　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） Wur株式会社　代表取締役	－株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、Wur株式会社設立以前に複数の企業にてフルスタックエンジニア、PM、マーケティング等の業務に従事した経験を有しております。Wur株式会社ではそれらの経験を活かした新規事業の立ち上げ支援の実績を持つことから、客観的な立場からソフトウェア開発業務を中心とした当社経営全般に対して監督・提言を行うことが期待できると考えて、取締役としての選任をお願いするものです。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．森保守氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

3．当社は、森保守氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5．当社は、森保守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役３名のうち里見剛氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
里見　剛（さとみ　たけし） （1974年12月19日） 再任　社外	2004年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2004年10月　スプリング法律事務所 入所 弁護士 2012年２月　上海交通大学国際教育学院 留学 2013年４月　上海里格律師事務所 研修 2014年２月　スプリング法律事務所復帰（現任） 2020年１月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） スプリング法律事務所　弁護士	－株
【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として法務・コンプライアンスの分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社取締役の職務執行に対する監査機能の強化に貢献頂いております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も、独立した立場から監査機能の強化、透明性の確保に貢献し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると考え、再任をお願いするものです。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．里見剛氏は、社外監査役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

３．当社は、里見剛氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）を当該保険契約によって補填することとしております。里見剛氏が監査役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．当社は、里見剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋髙島屋三井ビルディング９階　日本橋ホール



交通：「日本橋」駅　　日本橋交差点改札付近　B6出口から徒歩1分
髙島屋方面改札付近　　地下連絡通路から直結

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。